

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第1号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項の次に次の2項を加える。

16 保健福祉局生活福祉部保険年金課に属する職員（診療放射線技師に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、すべての保健所の健康づくり推進課及びすべての保健所支所の健康づくり推進室の職員に兼職されたものとみなす。

17 区役所の保健部衛生課に属する職員（薬剤師及び獣医師に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、その属する区役所の所管区域を所管する保健所の健康づくり推進課の職員に兼職されたものとみなす。

第2条第16項各号列記以外の部分中「前条第16項」を「前条第18項」に、「同条第17項」を「同条第19項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第15項の次に次の2項を加える。

16 前条第16項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関すること。
- (2) 診療放射線業務に関すること。

17 前条第17項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、病院、診療所及び助産所の立入検査に関する事務に従事させる。

附 則

この規則は、平成20年4月22日から施行する。

(総務局人事部人事課)